

取引先各位

令和6年11月26日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 財務契約部

茨城県における救急車要請の一部有料化について

当機構の契約業務に関しまして、日頃より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
報道にもありますとおり、茨城県では、本年12月2日より、救急搬送車要請のうち、緊急性が認められない場合には「選定療養費」（筑波大学付属病院13,200円、土浦協同病院、筑波メディカルセンター病院11,000円、白十字総合病院1,100円、その他7,700円）が徴収されることになりました。

つきましては、当機構内（外勤等含む。）で発生した救急搬送車要請に伴う選定療養費の費用負担について、下表のとおり運用することとします。

本運用及び安全確保にご理解とご協力をお願い申し上げます。

◆費用負担が生じる場合の取扱い◆

業務請負契約の場合	⇒	機構の責による事案である場合は、機構負担とします。 ただし、請負先に責がある場合は、請負先に費用の負担を求めるものとします。 《考え方》 契約条項第16条第4項
労働者派遣契約の場合	⇒	機構が指揮命令者になりますので、原則として機構負担とします。 ただし、疑義がある場合は、双方で協議するものとします。

※茨城県からのお知らせ

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/iryo/iryo/isei/sentei_ryoyohi.html